

「MUTBビジネスダイレクト」利用規定

第1条 MUTBビジネスダイレクトの内容

MUTBビジネスダイレクト（以下「本サービス」といいます）とは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます）が、第4条に規定するパーソナルコンピュータを通じて当社所定の方法により取引を依頼し、当社が通帳、払戻請求書その他の書類の提出を受けることなくその手続を行うサービスをいいます。本サービスで依頼できる取引は以下のとおりです。

1. 基本サービス
 - (1) 照会サービス
 - (2) 振込振替サービス
2. 伝送サービス
 - (1) 照会サービス
 - (2) 伝送サービス（総合振込、給与・賞与振込、口座振替）

第2条 利用申込・サービス利用者

1. 申込方法
本サービスの利用にあたっては、本規定および関連規定の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承認のうえ、当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社に提出することにより申込手続を行うものとします。当社が申込を適当と判断し、承諾した場合に、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。
2. 利用申込者
本サービスの利用申込者は次の両方に該当する方とします。
 - (1) 法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方
 - (2) 当社国内本支店に口座を保有している方
3. サービス利用者
 - (1) 利用者
本サービスにおける利用者とは、第1項により契約者が申込を行った取引の全てまたは一部を行う権限を有する方をいいます。
 - (2) マスターユーザ
本サービスにおけるマスターユーザとは、前号に規定する利用者のうち、契約者による初回のログインID取得を行う方をいいます。マスターユーザは、第1項により契約者が申込を行った取引の全てを行う権限および管理者権限を有します。
 - (3) 管理者ユーザ
本サービスにおける管理者ユーザとは、第1号に規定する利用者のうち、管理者権限を有する方をいいます。
 - (4) 一般ユーザ
本サービスにおける一般ユーザとは、第1号に規定する利用者のうち、管理者権限を有しない方をいいます。
 - (5) 利用者の登録
マスターユーザまたは管理者ユーザは、当社所定の方法により、契約者が指定した利用者の利用者情報および利用権限を届出または登録するものとします。
 - (6) 利用者の管理
契約者は、利用者に対し本規定を遵守させるとともに、利用者以外の方に本サービスを利用させないものとし、本サービスに関し利用者が行う全ての行為について、一切の責任を負うものとします。

第3条 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日および利用可能時間は、当社所定の日付および時間内とします。なお、当社は契約者に事前に通知することなく、この日付および時間を変更する場合があります。

第4条 利用環境

本サービスのために利用できる機器は、当社所定の環境を備えたパーソナルコンピュータ（以下「端末」といいます）に限るものとします。契約者は、自己の費用、負担および責任により本サービスに必要な全ての機器、ソフトウェア等の環境を準備するものとし、本サービスに必要な通信料金、インターネット接続料金等については、契約者が負担するものとします。

第5条 本人確認

本サービスにおける本人確認は、本条第1項から第5項により取扱うものとします。

1. 本人確認の方法
契約者が本サービスを利用する際、当社はログインID、電子証明書、ログインパスワードおよび確認用パスワードにより契約者本人であることを確認するものとします。
2. ログインIDの取得・管理
 - (1) 初回のログインID取得にあたり、マスターユーザは当社所定の方法により当社があらかじめ指定した加入者番号および初期パスワードを入力し、当社へ送信するものとします。
受信した加入者番号・初期パスワードと、当社があらかじめ指定した加入者番号・初期パスワードとの一致を確認した場合、当社は送信者をマスターユーザ本人とみなし、マスターユーザはログインID、ログインパスワードおよび確認用パスワード（以下これら2つのパスワードを一括して「パスワード」といいます）を取得するものとします。
この手続によって当社に送信されたログインID・パスワードを、本サービスにおけるマスターユーザの正式なログインID・パスワードとします。
 - (2) マスターユーザまたは管理者ユーザは、利用者の登録に際し、利用者ごとにログインIDおよび初期パスワードを登録し、利用者本人に通知するものとします。
利用者は、通知されたログインIDおよび初期パスワードを入力して本サービスにログインするものとし、利用者が入力したログインID・初期パスワードと、マスターユーザまたは管理者ユーザが登録したログインID・初期パスワードとの一致を

- 確認した場合、当社は利用者を本人とみなします。
- (3) ログインID・パスワードは、契約者の責任において厳重に管理するものとし、契約者は第三者にログインID・パスワードを開示しないものとします。
3. パスワードの管理
- (1) パスワードの変更
パスワードは、当社所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効とします。利用者は、有効期間が満了する前に当社所定の方法によりパスワードを変更するものとします。
- (2) パスワードを失念・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合
利用者がパスワードを失念・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合、マスターユーザまたは管理者ユーザが、該当の利用者のパスワードを再設定するものとします。
マスターユーザおよびすべての管理者ユーザがパスワードを失念・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合、契約者は当社所定の書面により、当社へパスワードの再設定を依頼するものとします。
- (3) 誤ったパスワードを連続入力した場合
利用者がパスワードを当社所定の回数以上連続して誤り、本サービスを利用できなくなった場合、マスターユーザまたは管理者ユーザが、利用再開等を行うものとします。
マスターユーザおよびすべての管理者ユーザがパスワードを当社所定の回数以上連続して誤った場合、契約者は当社所定の書面により、当社へ利用再開等の手続を依頼するものとします。
4. 電子証明書の取得・管理
- (1) 利用者は、当社が発行する電子証明書を、当社所定の方法により利用者の端末にインストールし、この電子証明書を使用して本サービスにログインするものとします。
電子証明書に記録された情報の正当性を確認した場合、当社は当該電子証明書を使用したログインを利用者本人によるものとみなします。
- (2) 電子証明書は当社所定の期間に限り有効とします。利用者は、有効期間が満了する前に当社所定の方法により電子証明書の更新を行なうものとします。
- (3) 電子証明書は契約者の責任において厳重に管理するものとし、契約者は第三者に対し、電子証明書に記録された情報を開示しないものとします。
- (4) 当社は契約者に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
- (5) 本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。
5. トランザクション認証の取扱
- (1) 利用方法
トランザクション認証利用開始時には、当社が契約者の届出住所宛に発送する専用のパスワード生成機（以下「トークン」といいます）にて、当社所定の方法により初期設定を行っていただきます。
トランザクション認証利用開始後は、当社所定の取引依頼等において、パスワードの入力に加え、トークンに付帯するカメラにより端末画面に表示される2次元コードを読み取り、トークン画面上に表示される当社が受信した取引内容を確認のうえ、生成・表示されるトランザクション認証番号を入力し、当社へ送信するものとします。
当社が受信したトランザクション認証番号と、当社が保有するトランザクション認証番号との一致を確認した場合、当社は送信者を利用者本人とみなし、取引依頼等に基づく手続を行うものとします。
- (2) トークンの取扱・管理
トークンは契約者の責任において厳重に管理するものとし、他人に知られることや、紛失、または盗難に遭う等のないよう十分注意してください。
トークンの紛失、または盗難に遭う等した場合は、速やかにお客さまから当社に届け出るものとします。届け出の前に生じた損害について、当社は責任を負いません。
- (3) トークンの有効期限
トークンには有効期限はありません。電池を交換することで、継続的にご利用いただけます。
なお、電池切れに伴う交換用電池は、契約者の負担でご用意いただくものとします。
- (4) 本契約が解約された場合、トークンは無効となります。

第6条 電子メール

1. 電子メールの登録
契約者は、本サービスの利用にあたり、利用者の電子メールアドレスを当社所定の方法により届出または登録するものとします。（当社所定の方法により届出または登録されたアドレスを以下「登録アドレス」といいます）
2. 電子メールの利用
- (1) 当社は、取引依頼等の受付結果や、その他の告知事項等を登録アドレスに送信するものとします。
- (2) 登録アドレスを変更する場合、契約者は当社所定の方法により届出または登録するものとします。
- (3) 当社が登録アドレスあてに電子メールを送信した場合、通信障害その他の理由による未着・延着等が発生した場合でも、通常到達すべきときに到着したものとみなし、未着・延着等によって生じた損害について当社は責任を負いません。

第7条 届出事項の変更等

1. 契約者は、預金口座、印章、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに当社に届け出るものとします。
2. 変更の届出は、当社の変更手続が終了したときに有効になるものとします。変更手続の終了前に生じた損害について当社は責任を負いません。
3. 第1項に規定する変更の届出がなかったために、当社からの通知、照会または当社が送付する書類や電子メールなどが延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第8条 解約等

1. 本契約は、当事者の一方の都合で、相手方に通知することによりいつでも解約することができるものとします。ただし、契約者の都合により解約する場合は、契約者は当社所定の方法により当社に対し解約の届出を行うものとします。
2. 当社が解約の通知を契約者の届出の氏名、住所にあてて発信した場合は、その通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
3. 解約の届出は、当社の解約手続が終了したときに有効になるものとします。解約手続の終了前に生じた損害について当社は責任を負いません。
4. 当社は、契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約することができるものとします。この場合、当社が契約者にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
 - (1) 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明のとき
 - (4) 当社所定の手数料の未払が生じたとき
 - (5) 契約者が保有する本サービスの利用口座が全て解約されたとき
 - (6) 契約者が本規定および関連規定に違反したとき
 - (7) その他、当社が本サービスの解約を必要と判断する事由が生じたとき
5. 前項に加えて、契約者が次の各号の一つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は当該取引を停止し、または契約者に通知することにより本契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を契約者の届出の氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - (1) 契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 契約者が、次の①から⑥のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他前各号に準ずる者
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の①から⑤のいずれかに該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第9条 手数料

1. 本サービスの利用に際し、契約者は当社に対し当社所定の月額基本手数料、振込手数料等（以下「手数料」といいます）を支払うものとします。
2. 契約者は、当月分の月額基本手数料を当月支払うものとします。
3. 契約者は、本サービスの解約日の属する月の月額基本手数料について、解約日に関わらず当社所定の月額基本手数料全額を支払うものとします。
4. 当社は、関係する各預金規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手等なしで、当社所定の日に、契約者が指定した手数料引落口座から手数料を自動的に引き落とすことができるものとします。
5. 当社は、契約者に事前に通知することなく、手数料を変更または新設することができるものとします。

第10条 海外からの利用

本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、外国の法律、制度、通信事情等により、海外からは利用できない場合があります。海外から本サービスを利用できないことにより契約者において何らかの損害が生じても、当社はその損害について責任を負いません。

第11条 禁止行為

1. 権利譲渡等の禁止
契約者は、本規定に基づく契約者の権利を譲渡、質入れ、その他の処分をしてはならないものとします。
2. 不適当・不適切な行為
契約者は、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪に結びつく行為
 - (3) 法律に反する行為
 - (4) 本サービスの運営を妨げる行為
 - (5) 当社の信用を毀損する行為
 - (6) その他、当社が不適当・不適切と判断する行為

第12条 個人情報の取扱

1. 当社は、契約者が本サービスの利用にあたって当社へ届け出た個人情報（氏名、所属部署、役職、電話番号、電子メールアドレス等、特定の個人を識別できる情報）を以下の目的のため利用できるものとします。
 - (1) 本サービスの申込受付および継続的な取引における管理のため
 - (2) 法令等に基づく本人確認や本サービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - (3) 当社内部における市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

- (4) ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、当社または関連会社、提携会社の金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - (5) 契約者との契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (6) 本サービス以外の当社金融商品またはサービスの申込および利用を円滑にするため
 - (7) その他、契約者との取引を適切かつ円滑に履行するため
2. 契約者は、個人情報の提供にあたり、事前に書面等にて個人情報の本人の同意を得るものとします。
 3. 当社は提供のあった個人情報については、本人の同意を得たうえで当社に提供されたものとして取扱います。

第13条 免責事項

1. 本人確認
 - (1) 当社が第5条に規定する本人確認を行うことができず、その結果契約者が本サービスを利用できないことにより、契約者において何らかの損害が生じて、当社に責めがある場合を除き、当社はその損害について責任を負いません。
 - (2) 第5条に規定する本人確認を経て本サービスが利用された場合、当社はその利用を契約者本人によるものとみなし、契約者においてパスワード、電子証明書等の盗用があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
2. 通信手段の障害等
次の各号により契約者において何らかの損害が生じて、当社は責任を負いません。
 - (1) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取引等が遅延または不能となったとき。
 - (2) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。
 - (3) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取引等が遅延または不能となったとき。
3. 通信経路における取引情報の漏洩等
公衆電話回線、専用電話回線、インターネットの通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより利用者のパスワード等またはその他の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当社に責めがある場合を除き、当社は責任を負いません。
4. 印鑑照合等
契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当社が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、印章またはそれらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
5. 情報の開示
法的義務に基づき開示請求された場合等のやむを得ない事由がある場合、当社は本サービスに係る契約者の情報を、当該法的義務等に定める手続に従い開示する場合があります。当該情報の開示により契約者において何らかの損害が生じて、当社はその損害について責任を負いません。

第14条 サービス内容・規定の変更

1. 当社は、本サービスまたは本規定の内容を当社ホームページへの掲載その他の方法で公表することにより、当社の都合で任意に変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める期間を経過した日から適用されるものとします。

第15条 サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当社が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

第16条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、関係する各規定により取扱うものとします。
振込取引に関する振込通知の発信後の取扱でこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用するものとします。

第17条 サービスの停止・廃止

当社は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を、停止または廃止することができるものとします。

第18条 契約期間

本規定に基づく契約期間は、当社が当社所定の方法により契約者に通知した本サービスの利用開始日から起算して1年間とし、契約者または当社から特に申し出のない限り、契約期間の満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第19条 準拠法・管轄

本規定に基づく契約の準拠法は日本法とします。本規定に関して訴訟の必要が生じた場合は、当社本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第20条 基本サービス

1. 照会サービス
 - (1) 照会サービスは、当社所定の方法による契約者からの依頼に基づき、契約者が指定した口座等の残高、入出金明細、振込入金の情報を提供するサービスです。
 - (2) 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合は、当社は既に契約者に提供した情報の内容について変更または取消をする場合があります。
 - (3) 前号に規定する変更・取消により契約者において何らかの損害が生じて、当社はその損害について責任を負いません。
2. 振込振替サービス

- (1) 振込振替サービスは、当社所定の方法による契約者からの依頼に基づき、契約者が指定した契約者名義の預金口座（以下「払出口座」といいます）から資金を引落しのうえ、契約者が指定した当社、または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金先口座」といいます）へ入金する振込・振替を行うサービスです。
- (2) 前号における入金先口座の指定は、当社所定の方法により事前に契約者が当社へ届け出る「事前登録方式」または、契約者が振込振替の都度指定する「都度指定方式」により行うものとします。
- (3) 第1号に規定する振込・振替は、次の区分により取扱うものとします。
 - ① 入金先口座が払出口座と異なる当社もしくは他の金融機関の国内本支店にある場合、または入金先口座が払出口座と同一店内にあり異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
 - ② 入金先口座が払出口座と同一店内にあり、かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
- (4) 振込・振替の依頼
 - ① 振込・振替は、依頼日当日または依頼日の翌営業日以降当社所定の日までの日付を指定して行うことができるものとします。依頼日の翌営業日以降当社所定の日までの日付を指定する振込・振替を「振込振替予約」といいます。
 - ② 振込振替サービスにおける当日扱いは、当社が利用科目ごとに定めた利用時間の範囲内で取扱可能とします。
 - ③ 振込振替サービスによる1回あたりの振込金額または振替金額（以下「振込振替金額」といいます）は当社所定の方法により事前に契約者が指定した金額の範囲内とします。
 - ④ 振込振替サービスによる振込・振替を依頼する場合、契約者は、入金先金融機関名、店舗名、預金科目、口座番号、受取人名、払出口座の預金種目・口座番号、振込・振替金額、その他の当社所定の事項を当社所定の方法により指定するものとします。
 - ⑤ 振込振替サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当社は当社所定の方法により契約者に依頼内容を確認し、その内容が正しい場合は、契約者は当社所定の方法で依頼内容の確定を当社に通知するものとします。当社がこの通知を正当なものと認めた時点で当該取引の依頼が確定したものとします。
 - ⑥ 当社は、関係する普通預金規定、当座勘定規定または通知預金規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、払出口座から振込資金または振替資金を自動的に引き落とすことができるものとします。
- (5) 取扱ができない場合
前号に規定する振込・振替の依頼時に次の①から⑤のいずれかに該当する場合（振込振替予約においては、②から⑤までのいずれかに該当する場合）は、契約者は振込振替サービスによる取引の依頼ができないものとします。
振込振替予約の場合で、振込・振替指定日に次の①から⑤のいずれかに該当するときは、当社は、その依頼がなかったものとして振込・振替の取扱を行わないものとします。
 - ① 振込・振替金額等が払出口座より払戻すことのできる金額を超えるとき
 - ② 払出口座が解約済のとき
 - ③ 契約者から払出口座への支払停止の届出があり、それに基づき当社が当社所定の手続を行ったとき
 - ④ 差押等のやむを得ない事由により、当社が払出口座からの支払いを不適当と認めたとき
 - ⑤ 振替取引で、入金先口座が解約済または入金先口座への入金ができないとき
- (6) 依頼内容の変更・取消
振込振替予約の場合、当社所定の時限までは、契約者は当社所定の方法により依頼内容を取り消すことができるものとします。
振込振替予約の場合で当社所定の時限を過ぎた場合、もしくは依頼日当日を指定した振込・振替依頼の場合は、依頼内容の変更・取消は次の①または②により取扱うものとします。
 - ① 振込取引の場合は、依頼内容の確定後の依頼内容の変更・取消は、訂正または組戻しの手続によるものとします。組戻しの手続を行った場合は、契約者は当社へ当社所定の組戻手数料を支払うものとします。
 - ② 振替取引の場合は、依頼内容の確定後は依頼内容の変更・取消はできないものとします。

第21条 伝送サービス

1. 照会サービス

- (1) 照会サービスは、当社所定の方法による契約者からの依頼に基づき、契約者が指定した口座の入出金明細、振込入金の情報を提供するサービスです。
- (2) 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合は、当社は既に契約者に提供した情報の内容について変更または取消をする場合があります。
- (3) 前号に規定する変更・取消により契約者において何らかの損害が生じても、当社はその損害について責任を負いません。

2. 伝送サービス（総合振込、給与・賞与振込）

- (1) 総合振込は、契約者が当社所定のフォーマットにて作成した振込依頼データを、当社所定の方法で当社へ送信（以下、次号に規定する給与・賞与振込に係る送信、第3項第1号に規定する口座振替に係る送信と併せて「データ伝送」といいます）し、当社が受信した振込依頼データに基づき手続を行うサービスです。
- (2) 給与・賞与振込は、契約者が当社所定のフォーマットにて作成した、契約者が支給する報酬、給与、賞与等の振込依頼データを、当社所定の方法で当社へ送信し、当社が受信した振込依頼データに基づき手続を行うサービスです。
- (3) 総合振込、給与・賞与振込の依頼
 - ① 契約者は、当社所定の時限までにデータ伝送を行うものとし、当該データの種類・取組日・データ件数・金額等を、当社所定の方法により、データ伝送後速やかに当社に対して通知するものとします。
 - ② 契約者は、データ伝送を行う前までに、当該データ伝送に係る振込資金を、当社所定の方法により契約者が当社へ届け出た口座（以下「引落口座」といいます）へ入金するものとします。
 - ③ 当社は、振込金の受取人に対し入金のお知らせを行わないものとします。
- (4) 振込資金の取扱
 - ① 当社は、受信した振込依頼データに基づき、指定された取組日に、引落口座より振込資金相当額を引落し振込資金に充当するものとします。
 - ② 契約者と当社間における振込契約は、前号に従い当社が振込資金を受領した時に成立するものとします。
 - ③ 当社は、関係する普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、引落口座から振込資金相当額を自動的に引き落とすことができるものとします。

- ④ 振込資金相当額の引落しに際し、引き落とすべき金額が、当社の普通預金規定または当座勘定規定に従い引落口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるときは、当社は当該振込に係る手続を中止することができるものとします。
 - ⑤ 本号④に規定する手続の中止により契約者において何らかの損害が生じても、当社はその損害について責任を負いません。
- (5) 依頼内容の変更・取消
- 当社所定の時限までは、契約者は当社所定の方法により振込依頼を取り消すことができるものとします。
- 当社所定の時限を過ぎた場合は、振込依頼の変更・取消は訂正または組戻しの手続により取扱うものとします。組戻しの手続を行った場合は、契約者は当社へ当社所定の組戻手数料を支払うものとします。
3. 伝送サービス（口座振替）
- (1) 口座振替は、契約者が当社所定のフォーマットにて作成した振替依頼データを、当社所定の方法で当社へ送信し、当社が受信した振替依頼データに基づき収納事務を行うサービスです。
 - (2) 契約者は、当社所定の時限までにデータ伝送を行うものとします。
 - (3) 当社所定の時限までは、契約者は当社所定の方法により振替依頼を取り消すことができるものとします。
 - (4) その他の取扱については、別途締結する「MUTB ビジネスダイレクト預金口座振替に関する契約書」によるものとします。

以上

(2025 年 3 月 1 日現在)